

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

名古屋市教育委員会規則第 1 号

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| 第 3 条 前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。 (略) 人事部 人事課 (1) 事務局及び学校その他の教育機関の職員（教職員（教員（校長（園長を含む。））、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。以下同じ。））、講師、実習助手、学校事務職員、 <u>学校栄養職員</u> 、業務士（学校に勤 | 第 3 条 前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。 (略) 人事部 人事課 (1) 事務局及び学校その他の教育機関の職員（教職員（教員（校長（園長を含む。））、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。以下同じ。））、講師、実習助手、学校事務職員、業務士（学校に勤務する者に限 |

務する者に限る。)及び調理員をいう。以下同じ。)を除く。)の人事、福利厚生及び諸給与支払に関すること。

(2) (略)

教職員課

(1) 教職員の人事に関すること(他の部課の主管に属することを除く。)

(2) (略)

(3) 教職員の給料(職員の給与に関する条例(昭和26年名古屋市条例第5号)第4条に規定するものをいう。)の決定に関すること。

(4) (略)

(5) 教職員の安全管理及び衛生管理に関すること。

(6) 教職員の福利厚生に関すること。

(略)

新しい学校づくり推進部

新しい学校づくり推進課

(1)~(4) (略)

(5) 児童生徒の支援体制の調査研究に係る特命事項の処理に関すること。

(6)・(7) (略)

(略)

第6条 (略)

2 第9条に規定するところにより、事務局に担当部長、部に担当課長を置く。

3・4 (略)

第9条

る。)及び調理員をいう。以下同じ。)及び学校職員(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園に勤務する職員(教職員を除き、教育長が別に定める臨時的任用職員及び非常勤の職員に限る。)をいう。以下同じ。)を除く。)の人事、福利厚生及び諸給与支払に関すること。

(2) (略)

教職員課

(1) 教職員及び学校職員の人事に関すること(他の部課の主管に属することを除く。)

(2) (略)

(3) 教職員及び学校職員の給料(職員の給与に関する条例(昭和26年名古屋市条例第5号)第4条に規定するものをいう。)の決定に関すること。

(4) (略)

(5) 教職員及び学校職員の安全管理及び衛生管理に関すること。

(6) 教職員及び学校職員の福利厚生に関すること。

(略)

新しい学校づくり推進部

新しい学校づくり推進課

(1)~(4) (略)

(5)・(6) (略)

(略)

第6条 (略)

2 第9条に規定するところにより、事務局に担当局長及び担当部長、部に担当課長を置く。

3・4 (略)

第9条 第6条第2項に規定する担当局長の分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

| | | |
|--|--|--------|
| | | 担 当 |
|--|--|--------|

| 担当課長を置く部 | 表示する分担事項 | 分担事項の細目 | 担当課長の数 |
|---|-------------|-----------------------------------|--------|
| (略) | | | |
| 2 (略) | | | |
| 3 第6条第2項に規定する担当課長を置く部、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。 | | | |
| 人事部 | (略) | (略) | 2 |
| 新しい学校づくり推進部 | 学校における働き方改革 | (略) | |
| | 教育相談体制 | 1 児童生徒の支援体制の調査研究に係る特命事項の処理に関すること。 | 1 |
| (略) | | | |
| | 一貫教育の推進 | 1 一貫教育の推進に係る特命事項の処理 | (略) |

| 表示する分担事項 | 分担事項の細目 | 局長の数 | |
|--|--|---------------------|-----|
| 学校教育に係る企画調整 | 1 学校教育に関する施策に係る重要事項の企画及び調整に関すること。 2 学校教育に係る特命事項の処理に関すること。 | 1 | |
| 2 担当局長は、上司の命を受けて分担事項を総括し、新しい学校づくり推進部及び教育支援部の所属職員を指揮監督する。 | | | |
| 3 (略) | | | |
| 4 (略) | | | |
| 5 第6条第2項に規定する担当課長を置く部、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。 | | | |
| 人事部 | (略) | (略) | |
| | 教員人事制度改革 | (略) | 3 |
| 新しい学校づくり推進部 | 学校における働き方改革 | (略) | |
| (略) | | | |
| | 学びの多様化 | 1 学びの多様化学校に係る特命事項の処 | (略) |

| | | | | | | | |
|---|-------------|-------------------------|---|--|----------------------|--|---|
| | 進に係る特命事項の処理 | に関すること。 | | | 学校・中高一貫教育等に係る特命事項の処理 | 理に関すること。 2 中高一貫教育等に係る特命事項の処理に関すること。 | |
| | 危機管理等 | 1 児童生徒の支援に係る連絡調整に関すること。 | 1 | | 教育相談体制・危機管理等 | 1 児童生徒の支援体制の調査研究に係る特命事項の処理に関すること。 2 児童生徒の支援に係る連絡調整に関すること。 | 1 |
| 教育支援部 | 児童生徒支援等 | (略) | | 教育支援部 | 児童生徒支援等 | (略) | |
| | (略) | | | | 法務・相談業務等に係る特命事項の処理 | 1 学校教育に関する法務・相談業務等に係る特命事項の処理に関すること。 | 1 |
| | (略) | | | | (略) | | |
| 4 (略) 第11条 (略) 2～6 (略) 7 管理主事は、上司の命を受けて教職員（学校事務職員、学校栄養職員、業務士及び調理員を除く。）の人事管理等に関する事務を行う。 | | | | 6 (略) 第11条 (略) 2～6 (略) 7 管理主事は、上司の命を受けて教職員（学校事務職員、業務士及び調理員を除く。）の人事管理等に関する事務を行う。 | | | |

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。